

2. 介護保険料の決め方と納め方

(1) 第1号被保険者（65歳以上の人）

介護保険のサービスを利用する際、自己負担分は実際にかかった費用の1割～3割ですが、残りの7割～9割を賄うために介護保険料が使われます。介護が必要になったとき、だれもが安心してサービスを利用できるように、保険料の納付にご協力をお願いします。

■ 決め方

介護保険料は、介護保険事業計画（3年ごとに策定）に基づき、市町村ごとに、介護サービスにかかる費用に応じて基準額を算出します。安曇野市では、市民税（住民税）の課税状況等に応じて12段階に設定し、それぞれの段階に設定された乗率を基準額に乘じ、介護保険料額を算出します。

【基準額の決め方】

$$\text{基準額（年額）} = \frac{\text{安曇野市の介護サービスの総費用}}{\text{見込額（第1号被保険者負担分）}} \times \frac{1}{\text{安曇野市の第1号被保険者数}}$$

■ 納め方

第1号被保険者の保険料の納め方には「特別徴収（年金からの納付）」と「普通徴収（納付書または口座振替による納付）」があります。原則として特別徴収で納めていただきますが、徴収方法は介護保険法によって定められているため選択することができません。

・特別徴収（年金からの天引き）

老齢年金、障害年金、遺族年金等が対象で、1つの年金の受取額が年額18万円以上の方は、年金支給月（年6回）に年金から介護保険料が天引きされます。

・普通徴収（納付書または口座振替による納付）

65歳になられた方、他の市区町村から転入された方、年度途中で介護保険料額が減額になった方等は当面の間、納付書にて指定金融機関等（納付書裏面に記載）で納めていただくか、口座振替で納めていただくことになります。この場合、普通徴収から特別徴収への切り替えは、おおむね半年から1年程度かかります。

また、1つの年金の受取額が年額18万円未満の方、年金の受給権を担保に融資制度（年金担保貸付制度）を利用し返済中である方等は、年金から介護保険料が天引きできないため普通徴収となります。

【口座振替について】

“納め忘れ”が心配な方には口座振替がおすすめです。口座振替の登録をいただくと、登録された口座から介護保険料が引き落としされます。また、納付方法が特別徴収に切り替わったときは自動的に口座振替が中止となります。

ただし、すでにほかの税金等で口座振替を登録されている方でも、介護保険料を口座振替するためには新たに手続きが必要となりますのでご注意ください。

口座振替をご希望の方は、銀行印と通帳をお持ちの上、取扱金融機関（口座振替依頼書の説明欄に記載）または市（各支所を含む）の窓口にてお申し込みください。通常、15日頃までにお申し込みいただければ、その翌月から口座振替を開始することができます。

本人	世帯	所得段階区分	要件	年額(円)
市民税非課税・	市民税非課税	第1段階 (基準額 × 0.3)	・生活保護受給者（※市民税課税の方も含む） ・世帯全員が市民税非課税かつ本人が老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税かつ本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が 80万円以下 の方	20,880
		第2段階 (基準額 × 0.5)	世帯全員が市民税非課税かつ第1段階以外の方で、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が 120万円以下 の方	34,800
		第3段階 (基準額 × 0.7)	世帯全員が市民税非課税かつ第1段階以外の方で、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が 120万円超 の方	48,720
	市民税課税	第4段階 (基準額 × 0.9)	世帯に市民税課税者がいるが本人は市民税非課税の方で、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が 80万円以下 の方	62,640
		第5段階 (基準額)	世帯に市民税課税者がいるが本人は市民税非課税の方で、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が 80万円超 の方	69,600
		第6段階 (基準額 × 1.2)	本人が市民税課税かつ前年の合計所得金額が 120万円未満 の方	83,520
市民税課税・	市民税課税	第7段階 (基準額 × 1.3)	本人が市民税課税かつ前年の合計所得金額が 120万円以上210万円未満 の方	90,480
		第8段階 (基準額 × 1.5)	本人が市民税課税かつ前年の合計所得金額が 210万円以上320万円未満 の方	104,400
		第9段階 (基準額 × 1.7)	本人が市民税課税かつ前年の合計所得金額が 320万円以上400万円未満 の方	118,320
	市民税課税	第10段階 (基準額 × 1.8)	本人が市民税課税かつ前年の合計所得金額が 400万円以上600万円未満 の方	125,280
		第11段階 (基準額 × 1.9)	本人が市民税課税かつ前年の合計所得金額が 600万円以上800万円未満 の方	132,240
		第12段階 (基準額 × 2.0)	本人が市民税課税かつ前年の合計所得金額が 800万円以上 の方	139,200

- ・令和3～5年度の基準額は月額5,800円、年額69,600円です。
- ・第1段階は13,920円（乗率0.2分）、第2段階は10,440円（乗率0.15分）、第3段階は3,480円（乗率0.05分）の公費負担による保険料軽減が行われています。（表中には軽減後の金額を記載しています。）
- ・市民税非課税とは、市民税の均等割と所得割がともに非課税であることをいいます。
- ・合計所得金額とは、年金、給与等の所得の合計額で、扶養控除や医療費控除等の所得控除をする前の額をいいます。
- ・ただし、介護保険料の基準となる合計所得金額は、①土地、建物等の譲渡に係る特別控除額、②給与所得または公的年金等に係る雑所得がある場合の控除額（10万円）を差し引いた額（マイナスの場合は0円）となります。
- ・その他の合計所得金額とは、合計所得金額から①公的年金等に係る雑所得金額、②土地、建物等の譲渡に係る特別控除額、③給与所得がある場合の控除額（10万円）を差し引いた額（マイナスの場合は0円）となります。
- ・課税年金とは、国民年金、厚生年金、共済年金等の老齢・退職年金のことです。障害年金、遺族年金は非課税年金となります。
- ・世帯員であるかどうかは、賦課期日（4月1日）時点の住民基本台帳により判断します。
- ・年度途中に65歳になられた方や転入された方は、資格取得日の属する年度の市民税の課税状況と資格取得日時点の住民基本台帳上の世帯状況によって、介護保険料額を月割で計算します。
- ・年度途中に死亡された方や転出された方は、資格喪失日の属する月の前月までの介護保険料額を月割で計算します。
- ・年度途中で市民税の課税状況が変更になった方は、介護保険料額も変更になることがあります。
- ・介護保険料は一人ひとり納付いただきます。また、夫婦であっても段階が違う場合があります。
- ・前年とは、令和3年度の介護保険料については令和2年1月1日～12月31日、令和4年度の介護保険料については令和3年1月1日～12月31日、令和5年度の介護保険料については令和4年1月1日～12月31日のことをいいます。

(2) 第2号被保険者（40歳～64歳の人）の場合

■ 決め方

満40歳となる誕生日の前日が属する月から加入している医療保険の保険料と一緒に介護保険料を納めていただきます。納める金額は収入額や加入している医療保険ごとに異なります。詳しくは加入している医療保険の保険者にお問い合わせください。

・国民健康保険に加入している人

国民健康保険税の算定方法と同様に、世帯ごとに決められ、国民健康保険税とあわせて世帯主が納めます。

・職場の健康保険に加入している人

各健康保険に設定される介護保険料率と給与および賞与に応じて決められ、医療保険とあわせて徴収されます。介護保険料は原則として事業主が半分を負担します。

(3) 保険料を納めないと

納定期間から一定期間後に督促状を送付しますので、督促手数料100円を加算の上、納付してください。督促状送付後も納付いただけない場合は、地方税の滞納処分の例による処分（預貯金等の差押）やサービスを利用する際に以下のような制限がありますので、ご注意ください。

・1年以上滞納した場合

サービス利用料の全額がいったん利用者の自己負担になります。

なお、申請により後で保険給付分（9割～7割）が払い戻されます。

・1年6か月以上滞納した場合

申請後に払い戻される保険給付分の一部または全部が一時的に差し止めになります。また、差し止めた金額から滞納分の保険料を差し引くこともあります。

・2年以上滞納した場合

滞納期間に応じて利用者負担が3割または4割に引き上げられます。また、高額介護サービス費や施設を利用する際の食費、居住費等の軽減が受けられなくなります。

介護保険の適用を受けない場合

40歳以上の人には介護保険の加入者（被保険者）となります。次の人には対象となりません。

- ・国内に住所を有しない人（海外居住者）
- ・在留資格または在留見込み期間3か月未満の短期滞在の外国人
- ・身体障害者療護施設など、介護保険適用除外施設に入所・入院している人
- ・40歳以上65歳未満で医療保険加入者でなくなった人